

令和6年度第4回 飯舘村環境回復検討委員会
議事録

1 日時 令和6年11月19日（火）13:30～15:00

2 場所 飯舘村役場第1会議室

3 出席者

委員：塚田 祥文 委員長（福島大学）

秋光 信佳 副委員長（東京大学）

万福 裕造 委員（農業・食品産業技術総合研究機構）

オブザーバー

内閣府

谷 理子 原子力災害現地対策本部住民支援班

内山 弘行 原子力被災者生活支援チーム企画官

枝川 慶彦 原子力被災者生活支援チーム参事官補佐

田中 邦亮 原子力被災者生活支援チーム主査

環境省福島地方環境事務所

半谷 正弘 環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官

井上 雄人 環境再生・廃棄物対策部環境再生課

佐藤 文芳 県北支所長

高野 浩克 県北支所長補佐

事務局

佐藤 正幸 村づくり推進課長

三瓶 真 産業振興課長

松下 義光 村づくり推進課企画定住係長

多田 朋永 産業振興課農政第二係長

藤井 慎悟 村づくり推進課企画定住係主査

羽田 美和 産業振興課農政第二係主査

【委員長】

これまでの委員会で皆さんに議論していただき、ようやく帰還困難区域の土地の活用についてまとまりつつあります。今回の資料で概ねその概要がフィックスしてくるのではないかと思います。

この後順調に解除に向けて進むということは我々の1番望んでいることですので、ぜひそれに向けて話していきたいと思います。

【事務局】

報告事項に入っていきたいと思います。第3回の席上で出された意見について確認したものを説明します。

【事務局】

令和6年度第3回飯舘村環境回復検討委員会席上での第4回飯舘村環境回復検討委員会での確認事項について説明。

【委員長】

ただいま報告いただいた内容で確認すべき点はありませんか。

【委員】

追加資料の内容について確認を求める。

【事務局】

第3回検討委員会時のモニタリングポストのデータについて、他の地区にあったものを長泥曲田公園へ移動し、以前のデータが表示されていたため誤解を招かないように移動前のデータを修正いたしました。

【委員長】

修正したものの報告ということでよろしくお願いします。

事業者の従業員に個人線量計を貸し出せることについて確認いただきありがとうございました。

事業者のペレット焼却結果について、第3回会議時のソルガムサンプルと同地番の土壌採取及び測定結果について、資料の内容を示すため、資料3の上段若しくは写真の上に「放射性セシウム濃度」と加筆してください。

また、事前に資料確認をしたところ、ソルガム自体のセシウム濃度は不検出でした。ソルガムのペレットへの移行係数が大事な検討要件になっていきます。

ペレットはソルガムをそのまま乾燥させ固めた物であり、何かを加えたり、取り除いたりはありませんということですが。

ペレットの放射能濃度を使って移行係数を算出したということで、移行係数は植物体としては乾燥だと思ってください。乾燥の植物体の重量を土壌中の濃度で割ったものということになります。それが0.021ということです。

ここにありますように、それを燃焼させて灰にした物が灰の放射能濃度になります。ペレットの濃度が15Bq/kgでしたが灰にし、その濃度が354Bq/kgということです。濃縮率からすると23倍くらいということで、幸いに8,000Bq/kgを超えるような値になっていないため、ある意味処分は可能であるかと思えます。

ペレットの実物がありますので皆さんに見ていただければと思います（ペレット回覧）。

ソルガムのことについて、測定値も含めて議論を進めていきたいと思っています。

【委員】

委員長のご説明ありがとうございました。委員長のご説明を聞くと腑に落ちる部分が多々あります。しかし、ソルガムが不検出だということが入らないと、この流れを一般の方が汲むことは非常に難しいと思います。土壌から植物体への移

行はNDでしたが、乾燥調合したペレットにすると濃度がやはり検出できますよという部分がなく、いきなりペレットの移行係数とすると、普通の移行係数と比べてしまいがちになってしまうのではないかと思います。カリウム交換性はどのようなのだろかと思われる方がいるのではないのでしょうか。着目されている方には不親切なのではないかと思います。

濃縮23.4倍という数字は、多分今後も続いていくと思いますので、できれば継続観測をお願いしたいと思います。

また、この範囲をどう処理されるのかは色々あると思います。仮に400Bq/kgに満たないために農地還元や炭素還元を目的に農地に戻されると、かなり移行しやすい形態のものになってしまいますので、よほど交換性カリウムをしっかり施用していただきたいという意見を持っています。

まとめますと、資料の改編、継続観測、濃縮した時の使い方を記載していただけるとありがたいと思います。

【委員長】

今回、計測データがそのまま付いています。この会議に出席されている方は流れを見ていただきたいと思います。土壌は検出下限値以下をクリアしています。セシウムの合計が693Bq/kgとなっております。

その隣のガンマ線スペクトルを見ますと1,000と1,500の間にあるセシウムはセシウム137ということになります。

一方、ソルガムの乾燥前の生の状態を測定したもので注目していただきたいのは、使用量と書いてある部分です。使用重量は23gとあります。測定結果を見るとセシウムの検出下限値が23.9Bq/kgで今回は検出できませんでした。

次にガンマ線スペクトルを見ると先ほどのように1,000と1,500の間にピークが出ていれば、セシウム137が検出されたということになりますが、これは検出されなかったことになります。それは全てゲルマニウム半導体検出による測定だったということです。

次に乾燥後のソルガムについてです。

ソルガムを乾燥し20g使用し分析を行っていますが、これも検出できませんでした。隣のガンマ線スペクトルを見ても出ていないことがわかります。ペレットの使用重量は45gですので、(乾燥時ソルガムの)倍以上の使用重量でセシウムが検出されました。簡単に言いますとガンマ線スペクトルでセシウム137のピークがあるのが確認できると思います。検出しようとするならば測定時間をもっと長くしなければなりません。

委員からありましたように、ペレットについて会議に参加している私たちは説明を受けてどのように作られているのか、だいぶわかってきましたが、ペレットの製造工程を記載していただければと思います。刈取りをして粉碎をして、という工程

の下に濃度を書くといいと思います。

ソルガムが生の状態でも乾燥の状態でも検出できず、ペレットにしたなら検出されたことがわかれば、多分委員のご指摘を解消できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

もし、仮に一般の人が見た場合、写真があった方が一般の人にもわかりやすいと思います。もう少し丁寧に書かれた方がいいと思います。細かいことを言い始めると際限がなくなるため、研究ではなく業者の方が業者の方へ出している資料なので、このくらいでよろしいかと思います。使う方の心配として、焼却後の使われ方というのが、処分なのか使うのかも含めて、ご指導された方がよろしいかと思います。400 Bq/kgなので戻したいという場合、これは消えているわけではなく残っていますので、委員長がおっしゃった8,000 Bq/kgには届かないとしても、100 Bq/kg、400 Bq/kg、8,000 Bq/kgという基準に対してはしっかり守っていただいた方がよろしいかと思います。

【委員長】

事業者から、灰の処理、方法について何か伺っていますか。

【事務局】

灰の処分の方法ですが、結論から言いますと堆肥の原料ということで使いたいということになっています。少し詳しくお話させていただきますと、今回の焼却灰については、純粹にペレットを焼却して出た範囲の濃度ということになります。

実際の使われ方は乾燥の燃料として、このペレットを使う場合には、重油とこのペレットを混焼させて、そこから出る灰が最初の灰になると伺っています。

重油から灰が7割から8割、ペレットから2割から3割出るということでした。この濃度的には、今回354 Bq/kgよりは低いものの出てくるだろうということでした。その灰をここで堆肥の原料と混ぜ合わせます。最初の肥料用の原料が400 Bq/kg以下になることが今のところ想定されており、さらには脱水汚泥に混ぜたものが原料となるわけですが、場合によっては、それを更に白石市へ持っていきパーク堆肥と混ぜて最終的には肥料を調整するような工程になると伺っております。そうなりますと最初の乾燥のための燃料で使う段階で肥料を作っていきますので確実に400 Bq/kg以下になるとのことです。

もう一つは、今回の堆肥については、JAを通じて出荷していることもあり、規制は非常に厳しくなっていると伺っています。その段階でもそれを越えないような管理をしっかりしていくと伺っています。

【委員長】

最終的にはパーク堆肥と混ぜて一般の市場に出回らせるということでしょうか。

【事務局】

そうだと思います。

【委員長】

ある意味、濃度からすると法律的な規制はないけれど注意が必要だと思います。

と言いますのは、委員も指摘しましたこの灰になった状態のセシウムは、ほとんど植物に吸われると思ってください。

つまり、セシウムが植物に吸収されにくいのは、土とセシウムはがっちり吸着して植物に吸われない形になるからです。

ところが、灰というのは、ほとんど炭酸カルシウムだと思いますけれど、それは水が入った途端セシウムが全部溶けてしまいます。そうすると、そこに入っているセシウムの大部分が極端に言うところ植物に吸われやすい形です。堆肥はほとんど鉬物系が入ってないので、それを撒いた途端に例えば植物に吸われる可能性があるのですが、濃度としては低いのですが、濃度以上に植物に吸われる資材ができる可能性があります。

今伺ってよかったと思います。これは、すぐ今の段階で開始する前にいくつか検討したほうがよろしいと思います。

【委員】

粘度体と触れるか触れないかということになります。以前、野焼きの試験をした時に、出てきた灰がそのまま水田に入ったとしても代掻きなど混ぜる工程でセシウムは固定側に移動します。灰だけ単純に溶かしたらセシウムが出てきてしまいます。

自然界の条件下における移行に関して言うと、灰がそのまま水田に入っても、代掻きをすれば溶けても植物体に行くよりも早く粘土にはまってしまうので、そういう条件であれば大丈夫だと思います。

しかし、これを使う工程の中で、粘土と触れる機会が全くなく肥料となり、それが水に溶け、水に触れて、例えば、普通に家庭菜園で使われるようなものになると不安は残ります。

このベクレル値なので、おそらく100Bq/kgを超えるような農産物になることはないと思いますが、その心配は重々承知した上で物を作っていかなければならないと思います。

【委員長】

事業者としてもルーチンに乗せないと当然いけないことだというのは重々わかります。

いきなりこれをやるのではなく、せつかく今ソルガムを作っているわけですから、そこでも利用するというのはどうでしょう。

なので、1回ソルガムに使った時に土を測る、栽培したソルガムをもう1回測る、を1年、2年繰り返して、ソルガムの方にセシウムが移行しても、この値に比べて

多くないということが十分わかってから一般の市場に出すということは、1つの例になります。

しかし、調べたらすごくセシウム濃度が高くなった場合に、経路を紐解かれていくとここで作った堆肥、肥料ということになると後々大変なことになってしまうので、一般市場に出すのは十分気を付けた方がいいと思います。

【委員】

説明の中で、重油のものと混焼すると聞きましたが、焼却というか乾燥施設なのでしょうか。同じに出てくるのか、ペレットはペレットの燃焼機があって、重油は重油の乾燥機があり、混ぜて燃えるものなのかと思います。

【事務局】

伺った話ですと基本的には重油でバーナーを焚きます。そのバーナーの火は完全に重油です。そのバーナーにペレットを投入して、さらにその加温するとといったやり方と聞いています。

【委員】

本燃焼ではなく二段燃焼ですね。出てくる場合は、重油灰とペレット灰を混ぜて使うということですね。

【事務局】

そう伺っています。

【委員】

そうした場合、混ぜた結果も見ないと何とも言えないような気はします。混焼灰を見ないと本当の評価ができません。

【委員長】

実際に濃度は下がりますか。

【事務局】

濃度は下がると伺っています。

【委員】

できれば混焼灰の結果をみたいと思います。さらにその下に重油灰と混ぜて、これと混ぜた実使用灰がわからないと、我々もそのベクレル値に対する不安をどう解釈していいかという評価ができないので。

多分稼働されてからだと思うので今すぐに出してくださいとは言いませんができれば見たいと思います。

【事務局】

タイミング的に内閣府からお話あるようですが、事務局の方でも思いました。委員からお話がありましたように、完成後でないと難しい。公金を使って整備していますので、完了検査後でないと使用していいということにならないとできないと思います。内閣府からもこれに関してお話がありますか。

【内閣府】

事務局からの説明のほかにペレットを燃焼した灰と、実際に肥料として使う時に混ぜて肥料として使うということですね。最終的に肥料として何ベクレルかという意味では、混ぜた上でのどうかということですね。

【事務局】

事業者から伺った内容では、肥料として出す予定の段階で相当数ベクレルの数値は下がるだろうということです。ただ、それでもなお心配だということであれば、バーク堆肥とさらに混ぜて調整することも考えるとお話されていました。

ただ、いずれにしても、その脱水汚泥堆肥の部分では焼却灰が使われる見通しで企業側では考えているということです。

【委員長】

土の濃度の高いものと低いものを混ぜることは意味が異なります。全体の濃度が下がる、それはマスが増えるわけですから、下がるというのは、それはそうなんですけど、今我々が心配しなくてはいけないことは、そこに入ってるセシウムが、土の中にあるセシウムと全く違う存在形態ということです。植物に吸われやすい形態のものばかりが灰の方に存在するというということです。

見かけ上の濃度は低いにしても、そのほとんどが植物に吸われるということを気にしながら、実際植物の濃度はどうなるかということにしないと、それを農家が圃場に撒いてしまい作って見たら100Bq/kg超えてしまいました、ということはあるのではない。

その可能性がないということを確認してからじゃないと使えないのではないかと思います。

【委員】

経過はわかります、製品になった時のベクレル値もおそらく測れます。移行しやすいセシウムの形態になってるため、それを使って栽培しても特段問題ないことがわかれば、より安全に使っていただけますよねという委員長のご発言なので、別にやるなというわけではなくて、こういう形態で移行しました。完成品はこういう状態で薄まりました。でも、不安は固定されてるものじゃなくて移行しやすいセシウム形態になっているので、この堆肥を使って植物栽培しても問題ないですよというのを自らソルガムの所ですればよいと思います。

【委員長】

今、復興再生拠点の農地を使った試験も全部そういうことなんです。

何年間か全く同じ資材、同じ水、灌水を使って作って、それでも米は基準値よりはるか下ですよということが了解されて、ようやく、営業再開しようということになるわけです。実際私も試験を行っています。

しかもここは特定復興再生拠点ではありません。

そこは重要なところで、帰還困難区域の外縁部除染区域なのです。いくら除染したとはいえ、皆さんが見る目というのは帰還困難区域だということなので、これがもし仮にそういうところで作った肥料が市場に流通して、そのものが高かったということになると取り返しのつかないことになってしまうので、慎重に進めた方がいいということなのです。

私は製品として出荷されるというのは正直わかりませんでした。知った以上は、そこはちゃんと試験をして、結果を確かめてから外に出すということは、非常に重要ということです。

ここは、例えば飯舘村の立場としても、かなり慎重に物事を進めた方がいいと思います。

【委員】

帰還困難区域以外は避難指示解除されています。ただ、施設のところは、土地活用スキームで解除したエリアになるので、解除されているとはいえ、元帰還困難区域だということで、やはり、心配される方から見ると、帰還困難区域だったところでできたものが流通する時にそこからできたものを測ることもできるわけです。だから、そういうリスク回避のためにやってほしいということだと思っていただいた方が指導もしやすいかと思います。

我々その心配をしているので、やるなというわけではなくて、心配を払拭するために何が必要かというのを見ていただいた方がいいと思います。その産業を邪魔しようというわけではないのです。こういう形態のものを使うことに対しての不安をどう解消していくのか、それを我々検証するための環境回復検討委員会だと思うので、できればご指導いただいた方が、より飯舘村としても安全に使っていただく堆肥を製造していただけるものと思います。

【委員長】

1つの例として、そのソルガムの土壌で使った試験的年数も例なので、別にそれにこだわることもないですし、もっと早いスピードでやる、やりたいとなれば多分やり方があるでしょうし、場合によっては委員なり私なりに相談していただければ、方法をアドバイスすることもできると思います。内閣府の方で何かその他に情報を聞いていますか。

【内閣府】

事務局から説明がありましたように、特に今まで伺った話はありません。

【委員】

土地活用スキームに関しては、やはり第三者委員が第三者的な視点で検証するという項目があるだけだと承知していますので、この場で、我々から指摘をしない限り、内閣府の方では規定上、何か寄与するものはないと認識しています。

【内閣府】

そうですね、だから目的は解除に向けたその協議の会ですけれど、基本的に避難指示解除するための、その環境整備がきちんとなされているかというところの確認という意味でちゃんとその施設が整備をされて、その結果セシウムが下がっているかなど、そういうところの確認をしていただいて、第三者的に確認をいただくというプロセスです。

【委員】

線量低減の効果と、それをきちんとその事業を実施する者が実施したのかというのを、評価をこの会でやるということですね。ですので、我々が諮問するような話では本来ないかもしれないけれど、そこを飛び越えて不安の解消という部分で言うと少し私達も位置付けがおかしいのかもしれない。この場合は、線量の低減で解除できますか、解除できませんかということがこの委員会の趣旨であれば、製品に対して責任を負うことは、私達にはないです。

ただ、知ってしまった以上は、という、さっき委員長のお言葉があったように、これに対する不安もあるので、検証していただいた方がいいのではないかと思います。は、不足の部分の検証だと私は思います。

【委員長】

今までは飯舘村の中で製品が消費されるお話として回っていたわけですけど、それから一部外部に出る商品があるということがわかったので、やっぱりそこはちょっと十分慎重に進めた方がいいかと思うので、まずは事業者の方にその旨をお伝えして、強制力はないですけど、問題になる可能性もお伝えいただき、場合によっては委員の間でも相談に応じますので、その方向で検討していただけますでしょうか。

何か今の議論の中でコメント等ありますか。

【委員】

全く皆さんのおっしゃる通りで、私もこの灰が外に出て、下手をすると飯舘村の外の農作物へ移行する可能性があるというのは非常に大事な点だと思うので、きちんとここで指摘したということは大事だと思います。

【委員長】

今の件に関して何か追加の意見等、コメント等ございますか。

【委員】

先ほど委員長の方から、実際に植物の移行について検証すべきだというご指摘ありました件について、実際にやろうとした場合に、モデル植物であるとか、どういう状態、水耕栽培なのか、どこか畑みたいのを準備するのか、その辺りというのは何か具体的にはご提案ありますか。ここの委員会でそういう提案するべきではなくて、実施する方で考えてくださいということなのではないでしょうか。

【委員長】

今回、環境省の方からいただいたデータは、ソルガムのデータをいただけてみたけども、ソルガムは意外とセシウムを吸収する作物です。一般のいわゆる作物と言われるものは吸収率がもっと低いです。ソルガムで検証できれば、他の作物を作ってもまず多くなることはないだろうとわかりました。

まずはソルガムで様子を見て、堆肥を添加することでソルガム自体の線量が上がっていくようだったらもう問題ですし、そうでないということがわかれば十分広めてもいいのかという気は少ししています。

【委員】

その場合、時期はどれぐらい、期間はどれぐらいを想定すればよろしいですか。

【委員長】

やっぱり2、3年必要だろうと思います。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【委員】

堆肥をソルガムに使うことは自社の中で回る話である。もし仮に一般に流通した場合はソルガムを作るわけではないので、例えば、早めに検証するというのであれば、堆肥をモデル的に作っていただいて、その堆肥を土壌として見立てたプランターでも、バイオ肥料でもいいですけど、そういうもので栽培した、鉢でソルガムを作れないことはないので、葉物でもいいですし、そのような検証をするのも必要かと思います。

2、3年かかると言われると、おそらく事業者は嫌がると思います。そこを考えると、商業ベースのことを考えると、我々が商業を阻害したというのもどうかと。

我々の検証項目は、空間線量の低減だとか、その土地活用に対する業者の取り組みということなので、製品に対してものを言うと、多分そこは違うのではないかという指摘を受けかねないと思います。

それを保護した上でやるのであれば、この出来上がった製品、堆肥についての移行をまず見てもらうということを早期にやってもらった方が効果はあるような気がします。そうしますと現地で作ると来年になるので、そしたらもう評価は来年の今頃になると、少し遅いという印象があるので、できればプランターの中で作った物を一応評価していただいて、それでも大丈夫だということをまず見た上で、多少意見を言わせていただくような機会があるのであれば、とてもいいような気がします。ここは ちょっと我々の検証範囲みたいなことも含めて、事務局で確認していただければいいかな。

【事務局】

承知いたしました。委員長よろしいでしょうか。

【委員長】

はい。

【事務局】

今回のご指摘、非常に重要な点だと思っております。ただ委員がおっしゃるように、この委員会のその検証範疇というものもある中で、完全にそこを強制的に今回の終期までに回答を出すというのは、なかなか難しいし、求められるものなのかどうかというところもありますので、それも踏まえた上で、多分事業者としても、皆さんがおっしゃるようなそこに存在する物質の性質が全く違うものだという理解はあるものか不明ですので、それも踏まえた上で、これを放置したままもちろん先に進んだ場合に非常に心配されることもあるということも踏まえつつ、事業者側に確認と、場合によっては、村内の自社ほ場でまずは使ってみる等、本委員会の指摘として伝えてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員長】

作るからには看過できないです。できるだけ早くというのはもっともだと思いますので、こういう懸念が出されたということ为先方に伝えた上で対処するようにという指摘があったということ伝えていただきたいと思います。

【事務局】

承知いたしました。

【委員】

環境再生事業でやっている方にも曲がり間違っって影響、印象が出てしまうこともあり得るので丁寧に対応していただいた方がよろしいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

【委員長】

次は環境省から、これまでに行ったソルガムの試験結果についての説明をいただきましたが、当然、土も違うし栽培方法も違うということで、移行係数も1桁ぐらい違うので、これは、移行係数はしょうがないといえますか、ソルガム自体の移行係数があまりないのでこれはこれでありありがとうございました。何か環境庁の方の資料について何かコメントあればお願いいたします。

これは、先ほど説明になりましたようにスライドの方、資料の方はよろしいでしょうか。

【委員長】

次に、この検討委員会における検証結果の検討について、第3回からの指摘箇所についての修正ということです。こちらの方の説明をお願いします。

【事務局】

検証結果報告（案）について説明。

【委員長】

最後に指摘していただいたのは、あくまでも今回の事業者とそれから長泥曲田公園のことについてののみですということをきちっとわかるようにしたいということですね。

【事務局】

事業者の工場はおっしゃる通りでありまして長泥曲田公園は、すでに解除されていますので、工場のその周辺の農地ということに今回の対象地はなるということです。

【委員長】

ソルガムを作っているところですね。

【事務局】

ソルガムを今後作ろうとしているところです。

【委員長】

今後作ろうとしているところですか。

【事務局】

現在ソルガムを栽培しているのは、すでに避難指示解除されたところでやっていますので、今の土地活用スキームの解除を目指す場所としましては、曲田地区の工場用地及びその周辺の農地です。

【委員長】

周辺の農地というのは今どういう基準なのでしょうか。 帰還困難区域ではないのでしょうか。

【事務局】

帰還困難区域です。

【委員長】

帰還困難区域を、そこをまた同じように解除するということでしょうか。

【事務局】

そうです。前回の特定復興再生拠点区域の外を、今回、土地活用スキームを使って解除するということになります。

【委員長】

そうすると、違う追加の土地ということになりますか。

【事務局】

そうではなく、第2回検討委員会の際に工場用地をご覧いただいたと思いますが、その時に、道路を挟んで 反対側の農地をご覧いただいたかと思いますが、その場所の所になります。

【委員長】

そこは、今でも帰還困難区域ですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

工場用地もこれに含まれているのですよね。

【事務局】

含まれています。

【委員】

多分、私と委員長の認識は同じで、工場用地だとばかり思っていて、農地を評価するというのは、もともと地番の中に入っていたのでしょうか。

【事務局】

入っていました。

【委員】

振り返りの仕事になってしまいますが、地番図はありますか。過去の資料を持って来ていないので大変失礼な質問をしているかもしれません。

【事務局】

前の資料のコピーをお持ちします。

【委員】

私たちが勘違いするくらいなので心配です。

【委員長】

心配なのはソルガムを作って燃料にしたということで、帰還困難区域であっても農地ですということになると作物を作って売ってもいいのではないかということにならないか、そこが心配です。

【事務局】

追加で土地活用スキームでは非食用作物しか作れないことを説明。

【事務局】

第2回検討委員会の資料を配布。

【委員長】

62番の1は工場ですか。

【事務局】

62番の1は農用地になります。今回、避難指示解除の対象としている検証をお願いしているところは、工場用地と農地の両方になります。

【委員長】

その具体的な場所が示されているのであれば、この検証結果報告とリンクさせな

くて大丈夫ですか。文言では今あるのですが、私も少し理解がするのに時間かかってしまいました。要するに、土地活用スキームの制度と今回の対象地を書きようはないでしょうか。場所については間違いないですか。

【内閣府】

間違いありません。

【委員長】

対象農地と工場用地で燃料用の作物、非食用の農作物は作ってもよろしいかということは間違いないですね

【内閣府】

間違いありません。

【委員】

例えば、もう場所が間違いないという除染範囲というところで、例えば工場用地の左、31番1の農地の境界の外は除染されていないという認識でいいですか。

【環境省】

はい、31番1の農地の上は除染していません。

【委員】

要はこの対象農地の中ですね、それを踏まえてこの森林等の未除染地への配慮ということが書いてあるという認識でいいですか。

【事務局】

はい、そうです。

【委員】

隣接しているわけではなく、森林・農地ではないでしょうか。

ということは、森林等ではなく、森林・農地等の未除染箇所への配慮としない、該当するのが山だけではないので、そこが、まず文言の訂正をお願いしたい。また、適切な対策とは具体的には何を指導されるのですか。

違う言い方をすると、ここに何かフェンスがあるわけではないしソルガムも鳥獣害防止対策をしているわけでもない。ということは、その上に間違って植えてしまいましたということになっても未除染地ですよ。それが適切な配慮にというだけの文言でいいのかどうかちょっと私はわからないのと、その2番目のところに、適切な対応を取ることということであれば、そこに除染地との区域が分かるようにフェンスを設ける、鳥獣害防止対策を設けるとしたことをしないと、ここを除染する予定がないのであれば、農地との間は一筆とはいえわからないので、正直私もわかりません。できればちょっと区域をしっかりと明示していただかないと不安が残ります。

工夫が必要という意見で、別にやるなと言うことではなくて、境がわかるように工夫するとか、杭を打つとか、簡易杭を打って、そこから先は未除染であることを

明示するなどでよいという意見です。

対策を取ると書いてあるから、その想定を答えられるようにしておけばよろしいということです。対策に対して回答の準備をしていただかないと、我々その責任が出てきますので、それは心配しました。

【事務局】

ありがとうございます。まず、作付けするその場所についての管理という点で言いますと、土地活用スキームの解除上の手続きの中に、栽培管理という項目があり、具体的には、飯舘村振興公社といった村として関係の深い事業者がそこに関わることになるのですが、意味は、いわゆる村側である程度その信頼する事業者が、ここで何を作り、どう出荷されて又は使用されて、どう処分されたのか、作目以外のものが作られていないか、管理をするといった条件がついてきます。

一方で、委員がおっしゃったように、境の明示はご指摘のとおりで、今まだ具体的に目に見える形で何かをといるところは、整理をされていないので、今後考えないといけないと思います。

【委員長】

今のお言葉をその文言に直接反映させてはどうでしょうか。要するに、村と協議の上とか、例えば勝手に作るのではなく、協議して範囲も含め確認のうえ作付けをして、村はそれを確認して、間違いなくこの範囲で、この65なり31なりの、この範囲の中でのみ作付けしていることがわかるように、それだけに限定しなくてもいいのです。協議等をした上で適切な対応を取るとか、勝手に事業者だけで決めるのではなくて、飯舘村と協議して、対応しているということがわかるように少し変えてもらえばよろしいかと思います。

【委員】

地図をこの検証結果報告の後につけるとしますので。この地図で明記した範囲についての資料だということをしかり分けていただきたいと思います。

【委員】

地番を列挙するとかはいかがでしょうか。

【内閣府】

一応、土地活用方針の中に境界が分かるように対象農地と違うところが分かるように境界などを設けるということの方が元々ございますので、例えばそのように用語をそのまま加えるというもあるかもしれないです。

【事務局】

土地活用スキームのその要件を引用するということになりますね。

【内閣府】

現地との境界等において柵の設置等の措置を講じることと、土地活用方針の記載がされています。

【委員長】

内閣府とその辺を協議した上で文言を修正していただけますか。

【事務局】

はい、承知いたしました。

【事務局】

地番であれば表記できます。いずれにしましても解除するときにもその地番は公になるものですから、その方向でまずは検討したいと思います。

【委員長】

地番を表記した上で、委員から指摘があったように、境が明確ではないので、内閣府からも指摘がありましたが、柵をつけるのか、もしくは両者がちゃんと確認して、ここまでという風にするのか、色々やり方あると思いますが、確認をしましょうということがわかるような文言に修正していただければと思います。

確かに境界はわかりづらいですね。環境省では、境界については少し広めにやる感じですか。

【環境省】

公図に沿ってその地番で行います。

【委員長】

非常に重要な文章になりますので、皆さん、もう一度持ち帰っていただいて、1週間ぐらいを目途に修正した方がいいという箇所がありましたなら、事務局に送っていただけますか。そのうえで、最終の文章については、委員会で検討するというわけにはいけないので、よろしければ、一任していただき私と飯舘村と最終案として作成したいと思いますので、ご了承いただければと思います。

【参集者】

お願いします。

【委員長】

議題は以上になります。

【事務局】

では、次回の委員会開催につきましては来年1月頃ということで、こちらにつきましては、報告書の提出になってくるのかと思います。形に関しましては、今後また共有させていただいてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。